

事故情報の一元化等について

平成25年11月12日

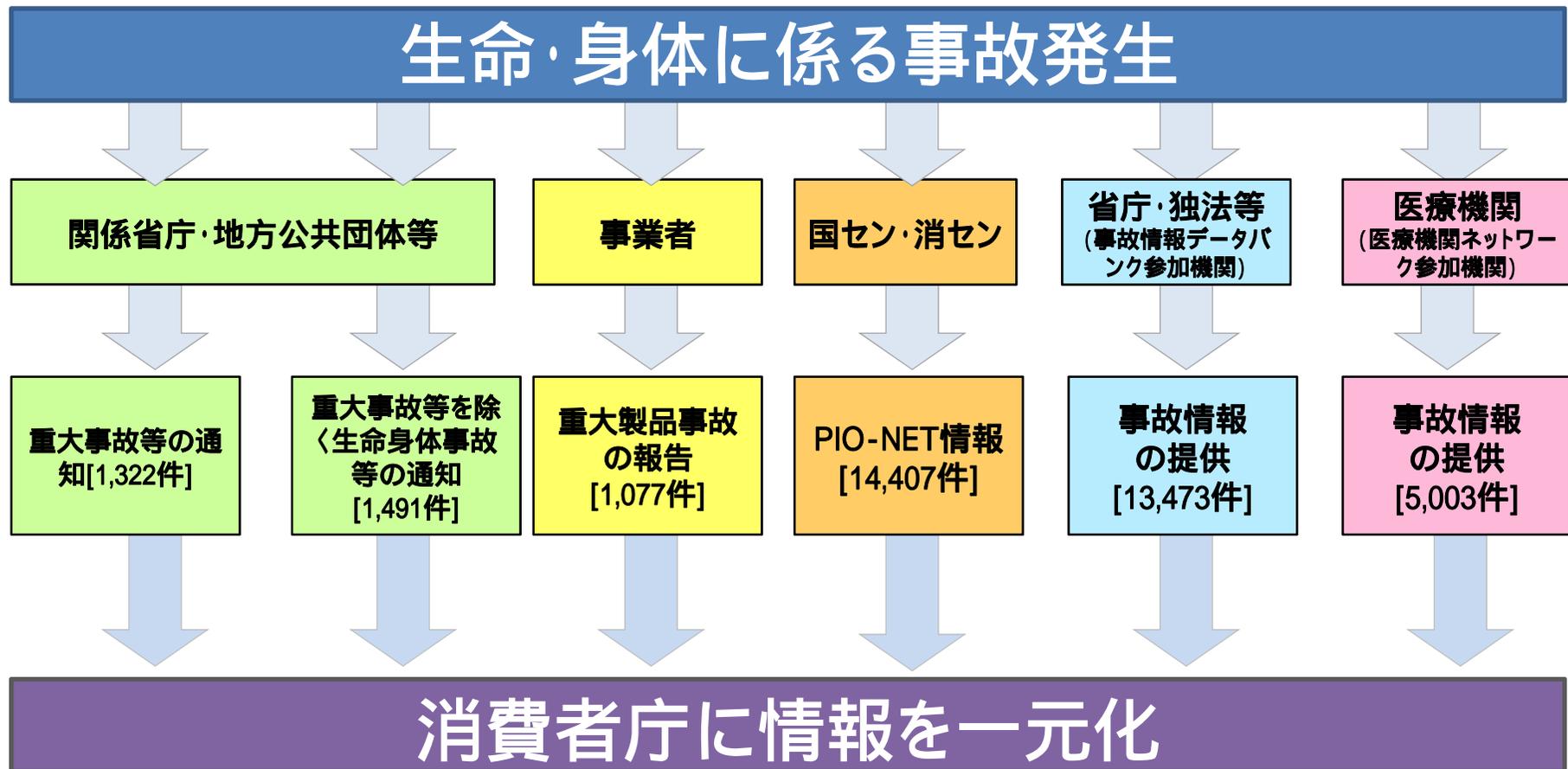
消費者庁 消費者安全課

本日の御説明の概要

1. 事故情報等の収集・公表
2. 事故情報に基づく対応
3. リコール情報の収集・情報発信
4. 薬用美白化粧品による白斑
5. 今後の課題

1. 事故情報等の収集・公表

消費者庁における消費者事故情報の一元的な収集



各件数は平成24年度のもの

消費者事故等の通知・報告に関する規定

消費者安全法(消費者事故等の発生に関する情報の通知)

重大事故等(死亡、1ヶ月以上の傷病、一酸化炭素中毒、火災等)

行政機関の長、都道府県知事、市町村長及び国民生活センターの長は、重大事故等が発生した旨の情報を得たときは、直ちに、内閣総理大臣に対し、その旨及び当該重大事故等の概要を通知しなければならない。

消費者事故等

行政機関の長、都道府県知事、市町村長及び国民生活センターの長は、消費者事故等(重大事故等を除く。)が発生、被害が拡大し、又は同種若しくは類似の消費者事故等が発生するおそれがあると認めるときは、内閣総理大臣に対し、当該消費者事故等が発生した旨及び当該消費者事故等の概要を通知するものとする

消費生活用製品安全法(消費生活用製品の重大製品事故の報告)

消費生活用製品の製造又は輸入の事業を行う者は、その製造又は輸入に係る消費生活用製品について重大製品事故が生じたことを知ったときは、当該消費生活用製品の名称及び型式、事故の内容並びに当該消費生活用製品を製造し、又は輸入した数量及び販売した数量を内閣総理大臣に報告しなければならない(重大製品事故に当たると事業者が認識した日を起算日として10日以内に報告しなければならない旨を府令で規定)。

注)重大製品事故(死亡、30日以上以上の傷病、一酸化炭素中毒、火災等)

1. 事故情報等の収集・公表

重大事故の定期公表（消費者安全法）

消費者安全法等に基づいて消費者庁に通知される消費者事故等に関する情報については、消費者事故等の発生及び被害拡大の防止を旨として、その開示に努めなければならない(同法第3条第1項、第4条第3項)。そのため、原則として毎週木曜日に公表(記者公表、ホームページ掲載)を行っている。

<例>25年10月31日公表資料より



News Release

平成25年10月31日

消費者安全法の重大事故等に係る公表について

消費者安全法に基づき、平成25年10月21日から平成25年10月27日までに関係行政機関等から生命・身体被害に関する消費者事故等として通知された事案は52件、うち重大事故等として通知された事案は32件でした。概要について、以下のとおり公表します。

1. 消費者事故等として通知された事案（52件）
 - (1) 関係行政機関より44件（食品－8件、製品－29件、運輸－2件、役務－5件）
 - (2) 地方公共団体等より8件（食品－2件、製品－6件）
 - (3) 消費者安全調査委員会（消費者庁）より0件
2. 重大事故等として通知された事案（32件）
 - (1) 関係行政機関（26件）
 - 経済産業省に報告のあった製品事故情報（2件）
 - 国土交通省に報告のあった運輸事故情報（2件）
 - 総務省消防庁に報告のあった製品事故情報（17件）
 - 消費者庁に報告のあった役務事故情報（5件）

別紙

関係行政機関及び地方公共団体等からの通知

■関係行政機関からの通知

登録番号	事故発生日	通知受理日	製品名等	被害状況等	事故内容	事故発生 都道府県	備考
02121021-01	平成25年10月19日	平成25年10月21日	ガスファンヒーター (JGC-312E-2/リンナイ株式会社)	火災 軽傷1名	ガスファンヒーターを使用していた一軒家で、帰宅を全焼し、消費者1名が軽傷を負う事故が発生。原因は、何らかの理由によりガスファンヒーターの燃焼より出火したものと推定されるが、液化石油ガスの漏れに起因する事故か否かも不明。現在、原因を調査中。	千葉県	平成25年10月21日に経済産業省 消費者安全グループにて記者発表済み。
03151021-01	平成25年10月18日	平成25年10月21日	運輸サービス(乗客)(バス)	乗客1名(60歳代)	当該乗客バスが運行中、バス内で乗客が転倒から落下しようとしたところ、急がず降り車外に押し出されて転倒し、手首及び股関節骨折の重傷。	埼玉県	
04131021-02	平成25年10月21日	平成25年10月21日	エアコン	火災	当該エアコンを修理する火災が発生。焼死等も発生。現在、原因を調査中。	大阪府	
04131021-03	平成25年10月10日	平成25年10月21日	軽自動車	火災	当該軽自動車を修繕する火災が発生。焼死等も発生。現在、原因を調査中。	大分県	
12171021-03	平成25年10月12日	平成25年10月21日	普通乗用自動車	火災	当該普通乗用自動車を修繕する火災が発生。焼死等も発生。現在、原因を調査中。	神奈川県	

1. 事故情報等の収集・公表

重大製品事故の定期公表（消費生活用製品安全法）

消費生活用製品安全法に基づき重大製品事故の報告を受けた場合において、重大な危害の発生及び拡大を防止するために必要があると認めるときは、当該重大製品事故に係る情報を公表することとしている（同法第36条）。そのため、原則として毎週火曜日と金曜日に公表（記者公表、ホームページ掲載）を行っている。

＜例＞25年11月6日公表資料より

■消費生活用製品の重大製品事故一覧

別紙

1. ガス機器・石油機器に関する事故（製品起因か否かが特定できていない事故を含む）
該当案件無し

2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因が疑われる事故

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A201101054	平成24年2月9日	平成24年2月28日	電気式床暖房	FL2-2879	ミタケ電子工業株式会社	火災	当該製品を使用中、異臭がしたため確認すると、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生していた。 調査の結果、当該製品の樹脂製シートに挟み込んでいる配電線とアルミ電線に密着不良があったため、接触不良による異常発熱が生じ、樹脂シートが炭化して近接する黒板間で短絡スパークが発生し、出火に至ったものと推定されるが、電線の一部が焼失しており、事故原因の特定には至らなかった。	愛知県	平成24年3月2日にガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であった。製品起因か否かが特定できていない事故として公表していたもの
<u>A201300515</u>	平成25年9月4日	平成25年10月31日	送風機	E-103-DX	山崎産業株式会社（輸入事業者）	火災	地下資材倉庫で当該製品を使用中、当該製品を焼損する火災が発生した。現在、原因を調査中。	東京都	事業者が事故を認識したのは10月29日
A201300516	平成25年10月22日	平成25年11月1日	電気冷蔵庫	MR-2429J	三菱電機株式会社	火災	当該製品を使用中、異音がしたため確認すると、当該製品を焼損する火災が発生していた。現在、原因を調査中。	兵庫県	10月31日に消費者安全法の重大事故等として公表済

3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故
該当案件無し

当該商品のイメージ図等を記載

送風機（管理番号 | A201300515）



1. 事故情報等の収集・公表

事故情報データベース

消費者庁に一元化された事故情報について、「事故情報データベース」として整理・公表。事故情報データベースは、消費者庁自身が活用するだけでなく、地方公共団体、報道関係者、研究者、消費者等の様々な主体によって、事故防止に活用されることを期待。

事故情報データベースの概要

公表する事故情報

- ・約10万件の消費者事故情報を提供
- ・平成21年4月以降の事故情報を掲載 (DB運用は22年4月開始)

事故情報の検索システムの整備(例)

- ・自由キーワードによる検索
- ・商品等の分野での絞り込み (食料品、家電製品、建物・設備等)
- ・事故内容での絞り込み (火災事故、誤飲、中毒事故等)
- ・発生場所 (住宅、学校、病院等)

注目すべき情報の提供

- ・注目事故情報 (例: 介護用ベッド手すりによる死亡事故情報)
- ・注目事故情報リスト (例: 子どもの事故リスト、白斑事故情報リスト)

トップページ



1. 事故情報等の収集・公表

医療機関ネットワーク事業

医療機関ネットワークの目的・特徴

医療機関を利用した患者から消費者事故情報を幅広く収集しており、特に以下の事故情報の把握に資する。

診療情報に基づく正確な被害状況の把握
被害拡大の恐れがある事故情報の早期把握
(怪我をすれば病院に行く)

使用者の誤使用や不注意による事故情報

医療機関ネットワークの拡大

22年12月より医療機関ネットワークが開始。

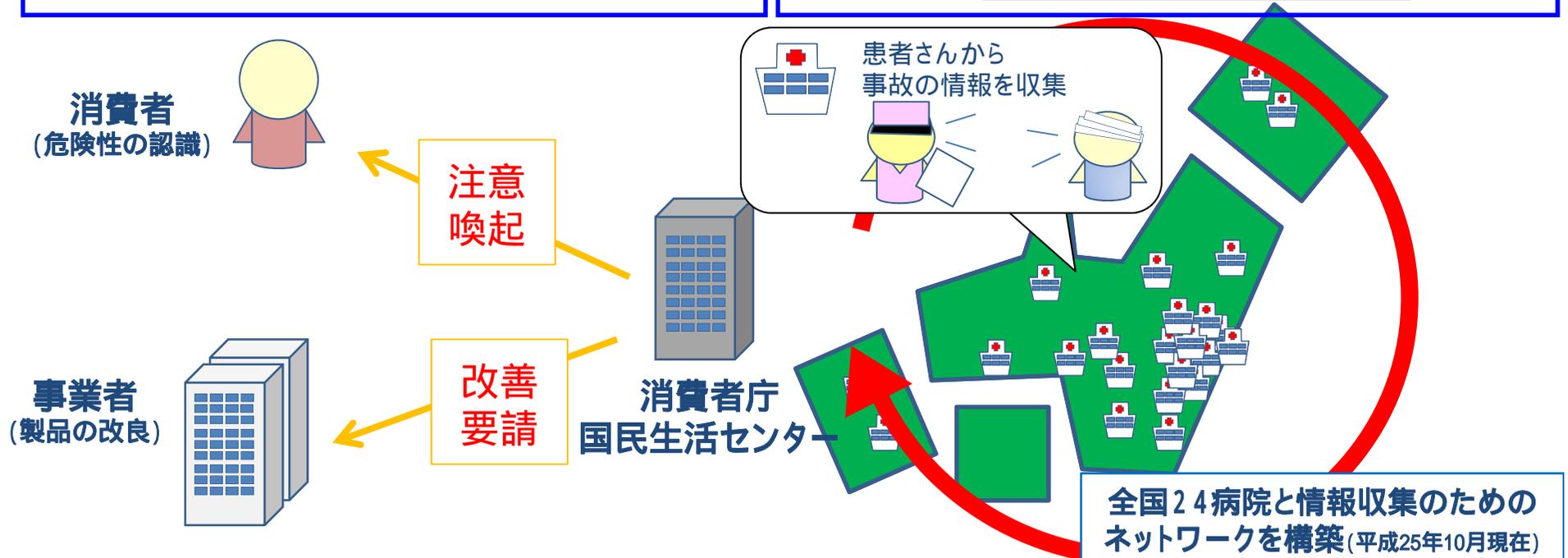
当初の対象医院は13機関

→平成25年度に24機関を対象を拡大

機関数の拡大に併せて、対象医療機関の地域バランスを是正(東北0→1、東京1→5等)

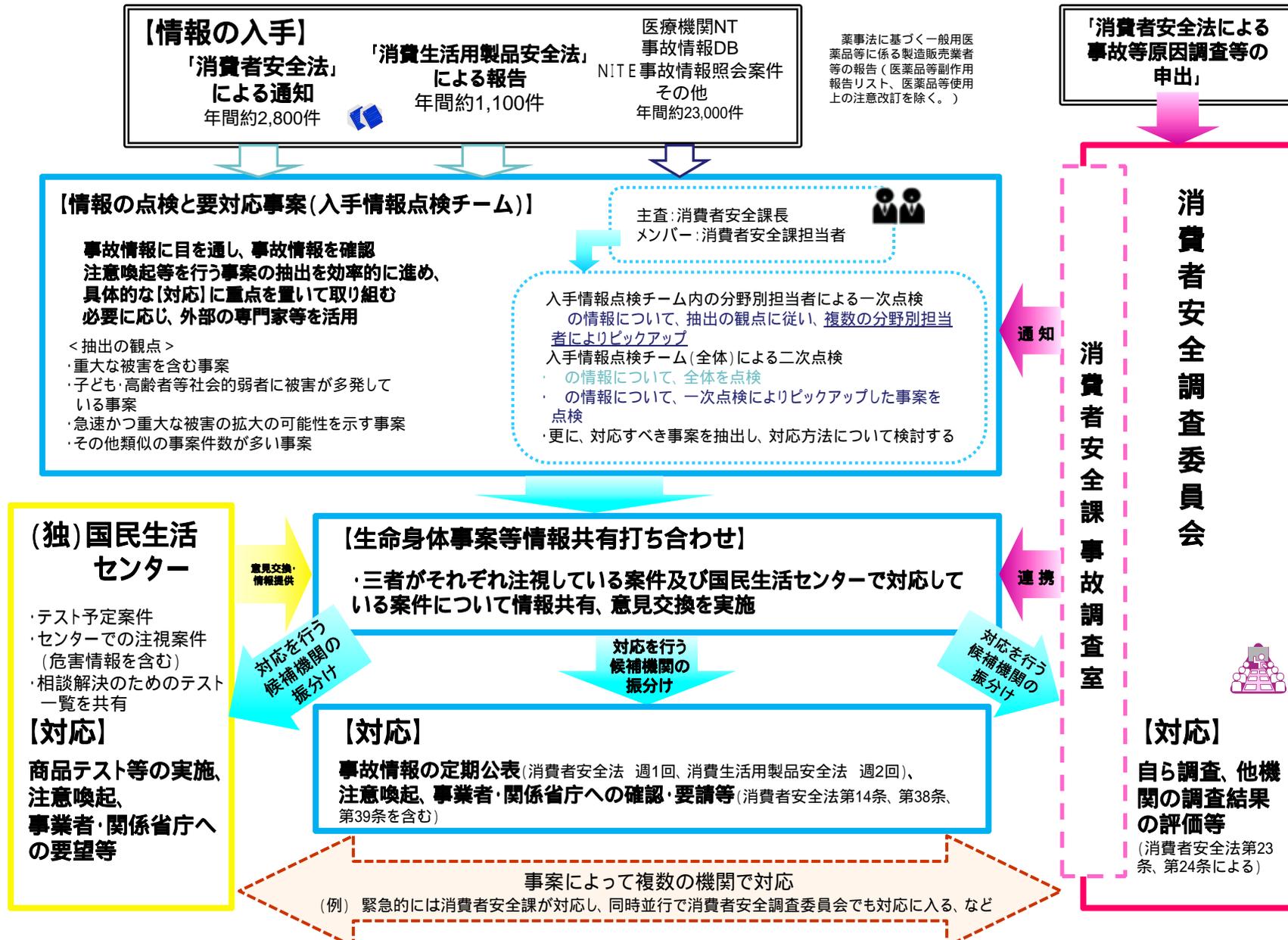
24年度までは救急・小児科のみが対象

→25年度に皮膚科・眼科等も対象に追加。



2. 事故情報に基づく対応

事故情報の一元的な収集と公表等の対応



2. 事故情報に基づく対応

消費者庁では身体・生命の安全に関する注意喚起を、平成24年度に**29件**実施。

【事例1】ウイルスプロテクターに関する注意喚起（重大事故通知等の情報を活用）

<重大事故通知(事故概要)>

ウイルスプロテクター(携帯型空間除菌剤)を使用したら、製品に触れている部分に化学熱傷を負った

消費者安全法に基づく通知(消費生活センターから)



消費者庁

「ウイルスプロテクター(個別製品)」等の注意喚起

使用中止の呼び掛け(2月18日)

使用中止及び自主回収のお知らせ(2月22日)

「ウイルスプロテクター」の自主回収及び類似製品の
使用上の注意事項(3月29日)

国民生活センター

類似品を含む商品群テストを実施し、 結果を公表

- ・皮膚刺激の危険性及び使用上の注意等の周知
- ・事業者に対し、商品の改善、注意表示、適正な表示・広告等を要望

連携

(対応方針共有等)

事業者・事業者団体

「ウイルスプロテクター」の自主回収を開始(2月22日)
一般社団法人 日本二酸化塩素工業会による注意喚起

熱傷になりにくい製品に改善
商品に使用上の注意を付ける(誤使用の防止)
ウェブサイトでの不適切な表現の削除

2. 事故情報に基づく対応

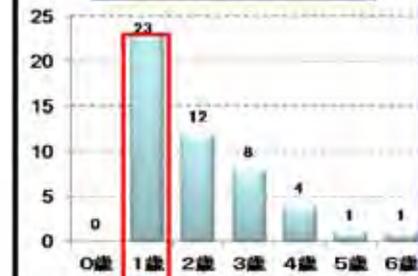
【事例2】乳幼児の歯ブラシによる事故に関する対応（医療機関ネットワークの情報を活用）

注意喚起の概要（25年3月）

- 乳幼児が歯磨き中に歯ブラシをくわえたまま転倒し、口腔内に歯ブラシを突き刺す等の事故情報が医療機関ネットワークに寄せられている。
- 歯ブラシが頬に刺さり、手術・入院となった事例も。
- アンケート調査では、そういった事故を聞いたことがあるという保護者は3割のみ。乳幼児が一人で歯磨きをする際には、保護者の付き添いが必要。

医療機関ネットワーク情報の活用

提供された事故情報を分析



事故の詳細情報を提供



頬部に歯ブラシが刺さったまま来院した1歳児（医療機関から提供）

ポスターによる周知

- ポスターを作成し、自治体に周知を依頼
→保健所や保育所で掲載

注意喚起後の事業者の動き

- 事故の危険性が周知され、歯みがき中の万一の事故に配慮した商品が増加。

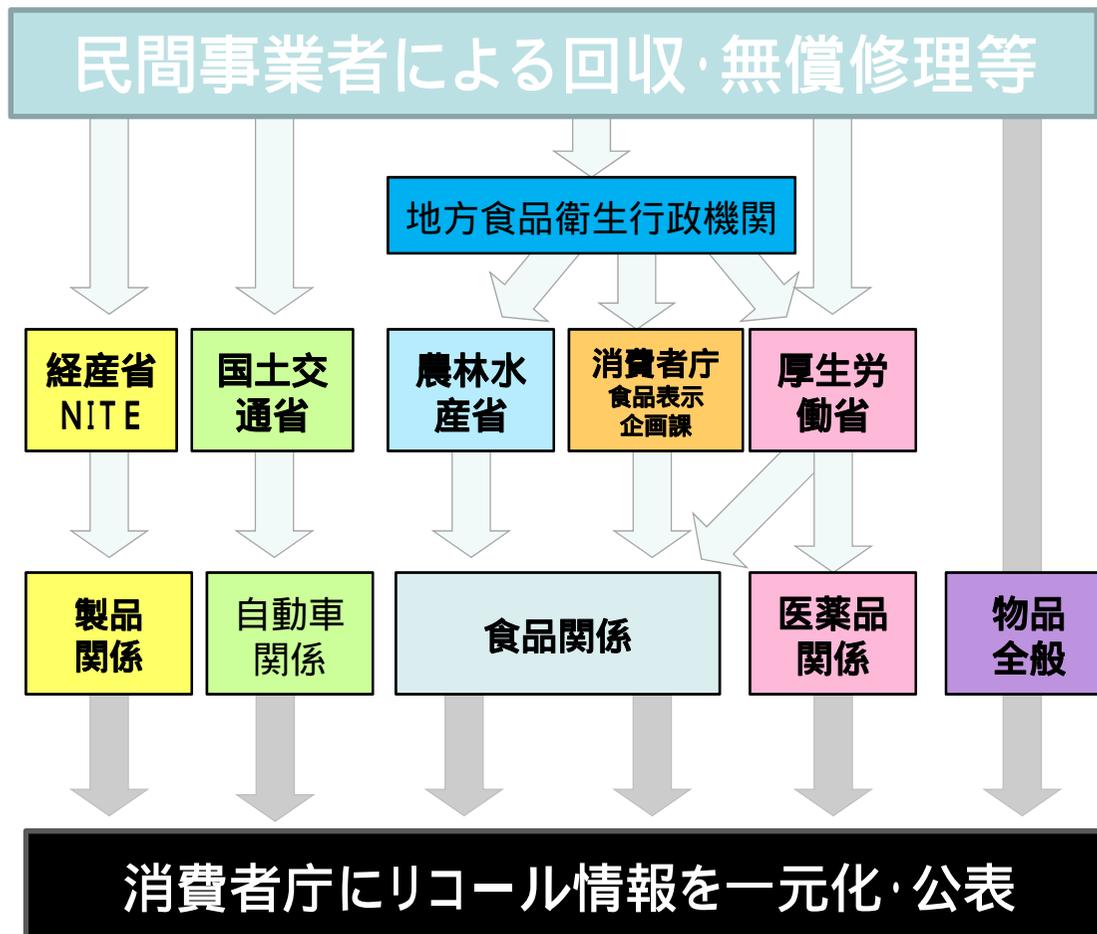
<商品例>



3. リコール情報の収集・情報発信

リコール情報の収集・情報発信

リコール情報サイトの運営



民間事業者への掲載の働きかけ

関係省庁からの情報の他、民間事業者から提供を受けたリコール情報を掲載。

消費者庁が報道等でリコール事案を把握した場合、関係省庁のサイトで掲載されていなくても、消費者庁から事業者に対して自ら詳細情報（製品情報、製品の写真等）の提供を依頼し、サイトに掲載。

リコール情報新規登録数（直近3カ月）
2013年8月～10月：148件（前年同期106件）

リコールサイトの周知・利用促進

関係省庁（文部科学省、厚生労働省）、地方公共団体の関係部署を通じて、以下の施設等にリコールサイトを周知（25年2月に依頼）

- ・介護施設等
- ・児童福祉施設
- ・学校施設
- ・一般消費者

サイトの閲覧数（アクセス数）
2013年10月：約149万（前年同期約65万）

メルマガ登録者数
2013年10月末：約6,500人（前年同期約3,200人）

この他、消防庁（消防機器関係）等の情報も収集している。